

岩手大学大学院連合農学研究科 学位授与の申請に関する留意事項

学位授与の申請に当たっては、岩手大学大学院連合農学研究科学位論文審査等に関する細則によるほか、下記事項に留意すること。

1. 学位論文の基礎となる学術論文（公表論文）について

- ・学会誌等レフェリー制度のある然るべき刊行物に掲載された申請者が筆頭者である和文又は英文による学術論文（以下「公表論文」という。）であること。
- ・原則として学位論文の一部を構成するものとし、学位申請提出書類の論文目録でいう「主論文」を指す。

2. 公表論文の要件

（1）課程博士

岩手大学連合農学研究科在学中に掲載が決定した公表論文が1編以上あること。

（2）論文博士

細則第6条第1号：岩手大学に標準修業年限以上在学し退学した者

退学した日から3年以内に学位申請をする場合は、公表論文は1編以上とし、退学した日から3年を経過して学位申請をする場合は、公表論文は3編以上とする。

（注）平成30年度以降入学者は修了に必要な12単位以上を修得している場合、平成19年度から平成29年度までの入学者は特別研究の授業科目を除いた修了に必要な6単位以上を修得している場合、平成18年度以前入学者は共通ゼミナールを60時間以上（一般30時間以上、特別30時間以上）受講している場合に限る。

細則第6条第2号：細則別表に定める研究歴を有する者

公表論文は5編以上とする。ただし、独立行政法人日本学術振興会が行う論文博士号取得希望者に対する支援事業による学位申請の場合は、公表論文は3編以上とする。

備 考

- ・2（2）のについて、令和4年3月31日までに退学した者については、「退学した日から」を「退学した次の年度から」と読み替える。

附 則

- 1 この留意事項は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 次に掲げる基準等については、令和4年3月31日をもって廃止する。
 - － 岩手大学大学院連合農学研究科博士課程退学者の学位申請及び学位論文受理の基準
 - － 岩手大学大学院連合農学研究科「学位論文提出に関する留意事項」